平成２９年（フ）第１６８７号
横浜市泉区岡津町1734番地　コーポ石川Ａ105号
債務者　早川　匡行
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５１号
東京都立川市富士見町６丁目33番505号
債務者　渡辺　政幸
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６１号
東京都八王子市長沼町134番地163アスカコーポ202号
債務者　小駕　茂子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２３号
東京都八王子市下柚木３丁目４番地２－802
債務者　石浦　貴子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６７１号
東京都あきる野市野辺1161番地１
債務者　原川　恵美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７８３号
東京都府中市紅葉丘２丁目４番地の60
債務者　生實貴代美
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６８３号
横浜市旭区本宿町15番地８　サンヒルズ202
債務者　小関　文彦
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７９８号
横浜市青葉区元石川町5421番地17　ＡＺたまプラーザレジデンス201
債務者　中村　行江（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７９７号
神奈川県藤沢市長後2450番地　市営長後住宅１－103
債務者　内藤ジャネットこと　内藤ジャネット・サンショ
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第４０９号
札幌市北区新川西１条６丁目９番２号
破産者　有限会社エムエフシステム
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５５号
札幌市中央区大通西16丁目１－13
破産者　株式会社Ｉ　ＴＲＵＳＴ
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６号
栃木県宇都宮市平松本町1127番地２　伊藤コーポ６号棟201、開始決定時の住所栃木県宇都宮市道場宿町912番地９
破産者　上野きみ子
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６４号
栃木県宇都宮市昭和１丁目７番10号、前本店所在地栃木県矢板市扇町２丁目５番17号
破産者　株式会社エストゥ（旧商号　東昭建設株式会社）
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８５号
栃木県鹿沼市晃望台16番地３　スターハイツＩ　303、開始決定時の住所栃木県鹿沼市塩山町357番地
破産者　熊倉　弘之
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６号
栃木県宇都宮市塙田２丁目５番２号
破産者　株式会社コモーション
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７号
栃木県宇都宮市平松本町338番地１　メゾンドベル１　201号、前住所栃木県宇都宮市宿郷２丁目６番５号　パークヒルズ宿郷207
破産者　鶴見　　勝
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８号
栃木県宇都宮市平松本町338番地１　メゾンドベル１　201号、前住所栃木県宇都宮市宿郷２丁目６番５号　パークヒルズ宿郷207
破産者　鶴見　朗子
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係